

(一三) 全文並びに條說(横區)、日本管理法令研究第一号
 (一四) 全文並びに條說(高野)右同
 (一五) 法條的性質を以て合意に属するといふべきである。
 (一六) 前編注九参照
 (一七) 暴行及び貪慾により日本が略奪した他の島及び海峽等を以て、その支配下に

政治、経済にわたる根本的且広範囲なことが規定せられ、
 中、領土に關する事項もある。先にも述べたように、領土問
 題は、委員會の權限の外であるから、別圖の合意がない限り、
 委員會としての權限は、若干の宣言の本文以上である。有得ない
 であるが、日本の主權が本州、北海道、九州、四国に限られる
 べきである。日本が諸小島に參加し、又は將來參加すること
 になる他の協定に依り決定せられべき遠隔の諸小島、minor outlying islands
 決定せられべき遠隔の諸小島、minor outlying islands
 限られるべき遠隔の諸小島、minor outlying islands
 となつてゐる。

域と呼ぶ。
 アメリカ台衆國は、信託統治地域の管治権者として指定され
 る。第三條、この協定の規定を留保して、右地域の全部にわ
 たる管治権者、この協定の規定を留保して、右地域の全部にわ
 たつて行政立法及び司法の全権を有し、管治権者が要求し
 思ふべきなる変更をも留保して、地方的管治及び要求し
 適當なるものと巨己が認めらるる台衆國の法律を信託統治地
 域に適用す。

(一九九) 高野雄一「朝鮮の独立」(日本管理法令研究二五号)
 (一九四九年三月)
 (二〇〇) 全文並びに解説(高野)「日本管理法令研究二五号」
 (一九四六年六月)
 (二二二) 全文並びに解説(横田)「右同一九号」(一九四八年四月)

25
青田総現
ピアソン
加外相
会談準備書類

付録 8

一九五二年三月一日
加外相會議の目的

一、キヤンベラ會議

英連邦は、四七年夏のキヤンベラ會議で対日平

和問題について討議し平和條約の内容全般に

ついて相当具体的な結論を出してあるよう

である。會議のコミュニケーと新聞報道から受

けた印象は、日本に対して相当嚴格なもの

であるということである。

外務省

大下

スミ

手ひき

ク

二、コロンボ會議

今回のコロンボ會議では、歐洲、東南アジア

の經濟開發、東南アジアにおける共產主義の

浸透、中共承認の結果として生じたアジアの

狀勢などの議題と同時に、対日平和條約案

の形態及び範圍に關する連邦の構想について

審議された由である。會議の最終コミュニ

外務省

ケにふると、會議は、対日平和條約の條項につ
いて四七年キヤンベラ連邦會議で到達された
暫定的の結論をその後の状態にてらして再
検討したとある。キヤンベラ會議後二年半以上の
時日を経過してその向国際状態も大いに變化
し、又英連邦内部においてもニュージーランド、オ
ーストラリアにおいて保守党政府が成立したこと

外務省

などを併せ考えて、コロンボ會議の結論はキヤ
ンベラ會議の結論を緩和する方向をとったも
のではないかと期待される。
十一日(対日平和問題を審議した日)のコミンニケー
ション平和條約は早期に締結すべきであるとい
う点で全般的な一致を見たところがある。しかしこ
の條約の内容については、各代表の間に相当見解

外務省

解の相違もあつたふうで新聞報道によると
 ベリン外相は「日本の軍事占領を永久に續ける
 ことはできない。歐洲では講和を困難にしてい
 る障害があるが、対日平和問題は解決すべきで
 ある」と述べ、オーストラリア、ニュージーランド代表も日本の
 現在の体制に代えて恒久的な取極を行ふ必要が
 あることを強調した。オーストラリアは、將來日本の

外務省

侵略を受けらるおそれがあるとして條約作成に
 参加することを要求した。これに対しアジア諸邦
 の代表は対日貿易の復活から得られる利益
 について希望を表明し、カナダ代表は將來の日本
 占領を繼續することに賛意を表した。ノール首
 相は、^{進駐}反対に米軍の撤退を要望して、「日本の長
 期占領は、日本人を共産主義においやることにな

外務省

る。八千万の日本人を永久に占領下におくことはできない。もし西欧諸国が東アジアの共産主義に
ついで心配するならば長期占領によつて日本人を
共産主義の道にやらぬことが必要だ」と述べ、
パキスタン、セイロン代表がこれを支持した。條約に
もるべき内容についてはかなり強い意見の対立
があつて早急に一致を見る見透しがかん

外務省

0190

で連絡委員会を設けることになつた趣である
なお會議終了後、十七日ベニン外相は新聞
會見で「アメリカが対日平和條約に關する政策
を明かにするまでは英連邦は大したことはで
きない」と述べたとの報道もあつた。
以上を綜合してコロンボ會議では平和問題につ
いて次のような結論を達したものと推測される。

外務省

0189

イ、英連邦は平和問題の早期解決を要望する
に一致した。

ロ、英連邦は対日戦に参加したすべての国が条
約作成に参加すべきものであるとの従来の
方針を再確認した。

ハ、條約案の内容については米国の條約案が
間合はなかつたので四七年のキヤンブルラ會議

外務省

の決定とその後の状況の推移に照して再
検討するに終つた。そうして連邦内は見解
の相違が相当あつたようである。連絡委員
会を設けて研究を続けることにした。

ニ、連絡委員会は米側の見解が明瞭にな
るまでは本當の仕事はできないであらう。

ホ、連邦内のアジア諸邦は日本の占領管理の

外務省

の早期終了と日本の貿易の復活を要望
するのに対してオーストラリア、カナダなどは
なお対日警戒論を主張している。

外務省

三、対日講和の見送し

コロンボ会議については、新聞報道
だけによって以上のよ様な印象を得
てある。われくとしては、英連邦が
対日平和の早期締結を主張されるこ
とに対して感謝したい。

しかし会議全体の空気がして中英承

外務省

認問題の今後の進展、又ソ連邦の対
 日平和に対する態度についてはいかな
 る見透をもつておられるだろうか、中
 共承認問題の解決に非常中に長い時
 日を要する場合又ハソ連邦が従前
 ように四大國方式を固持する場合ハ
 客觀的に見てそいふふうになる可

能性が大きいと思ひには、いわゆる早
 期締結はむづかしくなる。その場合は
 どういふふうにはせうやる考えであらう
 か、そいふ点について何か具体的な
 結論といふものに到達されたであらう
 か、連邦會議で明らかになつた考え
 をおもしろし願えれば幸甚である。

又ヤンバラ述べてより、条約の内容について
 キャンバラ会議の結論に対して緩和
 ナド結論に到達したものと了解して
 おろが、何かその辺について具体的結論
 に到達したことがあるだろうか。

四 戦争状態の終了宣言

一月十二日のナショナルプレスクラブに

外務省

おける演説で、アケソン長官が演説のニ
 ケ所、即ち日本の安全保障を取扱つ
 たところと日本の経済的困難を取扱
 ったところで、こからの問題が平和条約か
 又はその他の方法で解決しなればなら
 ぬといふことをいわれた。それに関連し
 て外国電報は、アメリカの方では平和

外務省

系約なしで日本を列國の一員に加ふる
 ために別の共同措置(單的)について西独
 について米英仏三国政府が正式に取りあ
 げている戦争状態終了の宣言(を)
 提案するであらうと傳えてある。又別
 に一月二十三日のパリ電は、フランスの
 權威筋による情報として、西歐諸國は

外務省

平和系約との第一歩として近し日本と
 通商協定を結ぶであらう。試案はす
 でに米國政府で作成した目下英仏その
 他で検討中であるといふことを報道し
 てある。
 この方式は、平和系約の締結を将来
 に留保して、まづ、平和關係を戦捷國

外務省

と戦敗国との間に回復しよいとすることを
 である。しかし、平和関係がいかなる範
 疇にありて又いかなる限度において回復
 するかについて（たとえは現在の占領管理
 との関係に對して）いかなる影響を及ぼ
 すか）について甚だ難しい問題があると同
 時に（こゝに）措置をとるについては連合

外務省

国間（こゝに）措置をとるといふ一般方
 針についての同意を必要とし且つ平和状
 態回復後において連合国において留保
 すべき権限についても合意が成立すると
 いうことがまづ前提であると思ふ。従つ
 てこゝにともつて法律上及び政治上の困
 難は、平和条約を推進する場合と全

外務省

く同性質且つ同程度の困難があることを考へる。

現在日本は日々講和事実上の講和といふ方式によつて内政上も対外関係にかつても漸次平常化といふ方向に進展してゐる。

いま戦争状態終了といふことを取り

外務省

上げたがために将来における平和条約も留保する外、西独逸、オーストリアに行われたように平和条約に与ふるまで連合国において留保する権限を新に明かに協定する（西独に於けるオキユペーシヨン、ステテユート、オーストリアに於ける管理協定）といふよりなることは、いわゆる日本

外務省

のデ、ファクトの改善、進歩に対してデ、
 ジュレのわくをはめることになつて、日本
 人一般の受ける感じは必ずしもいいもの
 ではないと思ふ。従つてわれくとしては
 戦争状態終了宣言の方式に關し、意
 見の一致を見る國の面と文でもよいから
 マレコリテイ、講和を希望したい。

26
セパト・ビエ成立後における日本と諸和条約不参加国との関係

一九五〇年三月

セクレット・ピース成立後における日本と
講和条約不参加国との関係

増田官房長官に^本答を^送り^した
もの

0208

極秘

(7-3)

セクレット・ピース成立後における日本と講和条約
不参加国との関係

二五、三、四

除 第7回公開

一、日本と戦勝国のうちの数国との間にはセクレット・
ピースが成立した場合、これら勝国との間には当然平和関係が復
活し、これら勝国はもはや対日交戦国ではなくなる。従つて、

対日関係における戦時同盟国ならし共同交戦国という従来の意味

をもちかへる「連合国」(the Allied Powers, or the Allies)なるものは

連合国間及び連合国と日本との間の合意をもとに

増田官房長官に答を^送り^した
もの

手交し^たり^した^りす^るもの
三月四日の内閣改選一休命令同日付^の文^書

増田官房長官に答を^送り^した
もの

0207

するものとする。結果として、(注1)その結果、
 混合国のみならず、合衆国もまた、ロムヌニア及びポーランドに
 現在の占領管理も、その結果として、(注2)その結果、
 (もつとも平和維持又は他の目的のため)とて、将来も保障、
 又は保護などのための占領管理がなされることはありうる。し
 かし、これは既述の占領管理とは性質を異にし、他国にもと
 く平時の占領管理であつて別問題である。(注3)また現在ROMANIA
 及びYUGOSLAVIAの占領管理の権限が、セブレイト・ド
 ームに譲渡されてから、他国に譲渡される限り継承されると

らうことは当然には認められぬ。このような事象が生じうる
 のは、日本を含む関係国が同意する場合に限られる。セブレ
 イト・ドーム後にかいて関係国の全部がこれに同意するようにな
 とは全く考えられず、日本として承認し得ないことは言ひまで
 もある。(注2)

二、セブレイト・ドーム成立後にかつても日本と講和条約不參加
 国との間には依然として法律上の戦争状態が存続することはい
 ちろんである。これらの諸国はボツメム宣言及び降伏文書の当
 事国であり、これによつて日本との間では休戦状態に入つてや

るのであるから、かような休戦の關係を要すよりの敵對行動を開始する自由を有するものではない。(もつともこれらの國が日本との従来の基本關係に対して変動を興えよりの新しい行動、たとえばポツダム宣言・降伏文書の簽置・破棄のごとき行動をとる場合は別である。しかし、かような行動に訴えよるためには列國を納得させるに足る相當の理由、たとえば日本又は他の當事國によるポツダム宣言、降伏文書の重大な違反といふよりの事實がなければならぬ。)(注3)

そして、これらの國が、運送上の戰爭狀態の存在のみを口実

として新たに日本の占領管理を企図することは、かような休戦關係に反する敵對行為に相當すると認められるから、國際法上許されないところである。(注4)

三、しかしながら、實際には、講和條約に参加しないある戰勝國は、日本の民主化の不徹底等を口実とし、ポツダムに代つて日本を占領管理することが、ポツダム宣言・降伏文書に反しない旨を主張するかもしれない。かような企図が不当、不法であることは前記の通りである。これを事前に予防し又は事後に排除しうる有効な措置を講ずる必要があることは明かである。この